
プロジェクト パーシャルスピンオフの会計処理

項目 株式分配実施会社の税効果会計に関する再提案

I. 本資料の目的

1. 本資料は、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）し子会社株式及び関連会社株式のいずれにも該当しなくなった場合（以下「基準開発対象ケース」という。）における株式分配実施会社の税効果会計の処理について再提案することを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 105 回企業結合専門委員会（2023 年 6 月 21 日開催）及び第 504 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 26 日開催）において、基準開発対象ケースにおける税効果会計について、主に連結財務諸表固有の将来減算一時差異に係る繰延税金資産の会計処理について ASBJ 事務局の提案をお示しした。
3. その際、ASBJ 事務局の提案について、結論の方向性については概ね支持頂いたが、結論に至る理屈について整理すべきという意見や繰延税金負債の会計処理を含めた全体像を示すべきという意見が聞かれた。また、一時差異や繰延税金資産の定義に関する意見も聞かれた。このため、本資料では、基準開発対象ケースにおける税効果会計について、連結財務諸表固有の一時差異の定義に該当するかから検討を行い、その上で繰延税金資産及び繰延税金負債の両観点から全体像を示すように ASBJ 事務局の再提案をお示しする。

III. 株式分配実施会社の税効果会計に関する ASBJ 事務局の再分析

連結財務諸表固有の一時差異一定義

4. 企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）では、連結財務諸表固有の一時差異を次のとおり定義している（下線は ASBJ 事務局による追記）。

税効果適用指針

第 4 項

(5)「連結財務諸表固有の一時差異」とは、連結決算手続の結果として生じる一時差異のことをいい、課税所得計算には関係しない。当該一時差異は、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に分類される。

① 「連結財務諸表固有の将来減算一時差異」とは、連結財務諸表固有の一時差異のうち、連結決算手続の結果として連結貸借対照表上の資産の金額（又は負債の金額）が、連結会社の個別貸借対照表上の資産の金額（又は負債の金額）を下回る（又は上回る）場合に、当該連結貸借対照表上の資産（又は負債）が回収（又は決済）される等により、当該一時差異が解消する時に、連結財務諸表における利益が減額されることによって当該減額後の利益の額が当該連結会社の個別財務諸表における利益の額と一致する関係を持つものをいう。

② 「連結財務諸表固有の将来加算一時差異」とは、連結財務諸表固有の一時差異のうち、連結決算手続の結果として連結貸借対照表上の資産の金額（又は負債の金額）が、連結会社の個別貸借対照表上の資産の金額（又は負債の金額）を上回る（又は下回る）場合に、当該連結貸借対照表上の資産（又は負債）が回収（又は決済）される等により、当該一時差異が解消する時に、連結財務諸表における利益が増額されることによって当該増額後の利益の額が当該連結会社の個別財務諸表における利益の額と一致する関係を持つものをいう。

5. 前項のとおり、連結財務諸表固有の一時差異は課税所得計算に関連するものではない。連結財務諸表固有の一時差異に関する税効果を認識することにより、個別財務諸表における税引前当期純利益と法人税費用（法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計）との関係について、個別財務諸表上の帳簿価額と連結財務諸表上の帳簿価額が異なることによって、売却損益等の金額が個別財務諸表と連結財務諸表で変わることに対応して、連結財務諸表における税金等調整前当期純利益と法人税費用（法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計）との関係が調整される。（具体例については別紙1を参照のこと。）
6. ここで、基準開発ケースについて税効果適用指針第4項の定義に当てはめて検討すると、基準開発ケースでは個別財務諸表及び連結財務諸表のいずれにおいても、配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価額をもってその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する取扱いとするとしており、この場合には現物配当に係る損益が発生しない。したがって、当該一時差異が解消するときに連結財務諸表における利益が減額も増額もされないことになる。このため、基準開発ケースについて、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異の定義をそのまま当てはめると、定義に該当しないことになる。

7. この場合、対応としては以下の2つの案が考えられる。

案1：基準開発ケースについては、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異の定義に該当しないものとして税効果を認識しない。

案2：基準開発ケースについては、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異の定義に直接該当しないものの、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に準ずるものとして、税効果会計において連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異と同じ取扱いをする。

8. 案1を採用した場合のデメリットとしては以下が挙げられる。

(1) 連結財務諸表固有の一時差異に該当しないとすると、税効果適用指針第20項や第24項が適用されないなどの影響が発生する。

(2) 基準開発ケースにおいていわゆるパーシャルスピノフ税制において税制非適格となった場合には子会社株式の配当時に税金が発生するが、連結財務諸表において現物配当に係る損益が計上されないため、税効果を認識しない場合には配当時に連結財務諸表における税金等調整前当期純利益と法人税費用（法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計）との関係が崩れることが考えられる。

9. 前項(1)のデメリットに対応するためには適用が必要と考えられる定めを抽出し個別に定めを設けることが考えられるが、大掛かりな対応となる可能性があると考えられるため、案2を採用することとしてはどうか。仮に案2を採用した場合、子会社株式の配当に関して配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価額で配当したとして個別財務諸表及び連結財務諸表のいずれにおいても現物配当に係る損益を計上しないとき、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に準ずるものとして、税効果会計において、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異と同じ取扱いをする旨を税効果適用指針に記載することになると考えられる。

連結財務諸表固有の一時差異－税金の見積額（親会社が配当金として受け取ることに より解消される留保利益の税効果以外）

10. 基準開発ケースについて連結財務諸表固有の一時差異に該当するとした場合には、繰延税金資産又は繰延税金負債の金額を算定することになる。この点に関して、税効果適用

指針は連結財務諸表固有の一時差異に関して、次のとおり定めている（下線はASBJ事務局による追記）。

税効果適用指針
第8項

(3) 連結決算手続においては、連結財務諸表における繰延税金資産及び繰延税金負債として、連結財務諸表固有の一時差異が生じた納税主体ごとに、当該連結財務諸表固有の一時差異に係る税金の見積額を計上する。

連結財務諸表固有の将来減算一時差異（未実現利益の消去に係る将来減算一時差異を除く。）に係る繰延税金資産は、納税主体ごとに個別財務諸表における繰延税金資産（繰越外国税額控除に係る繰延税金資産を除く。）と合算し、回収可能性適用指針第9項に従って計上する。

第22項 子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来減算一時差異については、原則として、連結決算手続上、繰延税金資産を計上しない。ただし、次のいずれも満たす場合、繰延税金資産を計上する。

- (1) 当該将来減算一時差異が、次のいずれかの場合により解消される可能性が高い。
 - ① 予測可能な将来の期間に、子会社に対する投資の売却等（他の子会社への売却の場合を含む。ただし、税務上の要件を満たし課税所得計算において売却損益を繰り延べる場合（法人税法第61条の11）を除く。）を行う意思決定又は実施計画が存在する場合
 - ② 個別財務諸表において計上した子会社株式の評価損について、予測可能な将来の期間に、税務上の損金に算入される場合
- (2) 第8項(3)に従って当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産に回収可能性があるると判断される。

第23項 子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来加算一時差異のうち、第24項に定めた解消事由以外により解消されるものについては、次の(1)及び(2)のいずれも満たす場合を除き、将来の会計期間において追加で納付が見込まれる税金の額を繰延税金負債として計上する（〔設例4-2〕）。

- (1) 親会社の子会社に対する投資の売却等を当該親会社自身で決めることができる。
- (2) 次の①又は②のいずれかを満たす。
 - ① 予測可能な将来の期間に、子会社に対する投資の売却等（他の子会社への売却の場合を含む。）を行う意思がない場合
 - ② 予測可能な将来の期間に、子会社に対する投資の売却等を行う意思があるが、当該

子会社に対する投資の売却等に伴い生じる売却損益について、税務上の要件を満たし課税所得計算において当該売却損益を繰り延べる場合（法人税法第 61 条の 11）

11. まず税務上の取扱いについて確認すると、いわゆるパーシャルスピノフ税制において税制適格となる場合には、子会社株式の配当時に税金は発生しない。一方、いわゆるパーシャルスピノフ税制において税制非適格となる場合には時価で配当されたとして取り扱われる。そのため、過去に子会社株式について加算していた将来減算一時差異が存在する場合には、子会社株式の配当時に税務上損金に算入される。
12. 次に会計上の取扱いについて、現行の税効果適用指針に基づき、連結財務諸表固有の将来減算一時差異と連結財務諸表固有の将来加算一時差異（親会社が配当金として受け取ることにより解消される留保利益の税効果を除く）に分けて検討する。

連結財務諸表固有の将来減算一時差異

13. 連結財務諸表固有の将来減算一時差異については、上述のとおり、子会社株式の配当がいわゆるパーシャルスピノフ税制において税制適格となる場合には子会社株式の配当時に税金は発生しないため、税効果適用指針第 8 項でいうところの税金の見積額はゼロとなる。このため、「子会社に対する投資の売却等」の「等」に子会社に対する投資の配当が含まれるとして税効果適用指針第 22 項を適用したとしても、繰延税金資産の計上額はゼロとなる。
14. 一方、いわゆるパーシャルスピノフ税制において税制非適格となる場合、子会社株式は時価で配当されたとして個別財務諸表で加算していた一時差異が子会社株式の配当時に税務上損金に算入される。この場合、税効果適用指針第 8 項でいうところの税金の見積額は損金算入される個別財務諸表で加算していた一時差異の金額になる。このため、「子会社に対する投資の売却等」の「等」に子会社に対する投資の配当が含まれるとして税効果適用指針第 22 項を適用した場合、繰延税金資産の計上額は損金算入される個別財務諸表で加算していた一時差異の金額となる。
15. 前項のとおりいわゆるパーシャルスピノフ税制において税制非適格の場合に繰延税金資産を計上することにより、子会社株式の配当時、個別財務諸表及び連結財務諸表のいずれにおいても現物配当に係る損益が計上されない状況において、損益計算書に計上される法人税、住民税及び事業税¹が一時差異の損金算入相当減額されているのに対応して、

¹ 企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第 5 項は「当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(注)については、次を除き、法令に従い算定した額（税務上の欠損金の繰戻しにより還付を請求する法人税額及び地方法人税額を含む。）を損益に計上する。」とした上で、除かれるものの 1 つとして「企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引

同額の繰延税金資産が取り崩されることにより、法人税費用（法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計）への影響がゼロとなる。

16. なお、いわゆるパーシャルスピノフ税制において税制非適格となる場合において、繰延税金資産が計上されるのは子会社株式の配当に対応する持分相当であり、残存持分相当については子会社に対する投資の売却等の意思決定又は実施計画が存在しないので繰延税金資産は計上されない。ここで、子会社に対する支配を喪失し当該株式がその他有価証券に該当する場合、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価するとされている（企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第29項なお書き）ことから、基準開発ケースにおいてはこの会計処理が必要となるが、残存持分相当については繰延税金資産が計上されないことから、当該会計処理において税効果会計の処理を行う必要はないと考えられる。

連結財務諸表固有の将来加算一時差異（親会社が配当金として受け取ることにより解消される留保利益の税効果を除く）

17. 連結財務諸表固有の将来加算一時差異については、子会社株式の配当がいわゆるパーシャルスピノフ税制において税制適格となる場合には、税効果適用指針第8項でいうところの税金の見積額はゼロとなる。別の言い方としては、税効果適用指針第23項でいうところの将来の会計期間において追加で納付が見込まれる税金の額はゼロとなる。このため、税効果適用指針第23項を適用したとしても、繰延税金負債の計上額はゼロとなる。
18. 一方、いわゆるパーシャルスピノフ税制において税制非適格となる場合には、子会社株式は時価で配当されたとして将来の会計期間において追加で納付が見込まれる税金の額が生じる。このため、税効果適用指針第23項を適用した場合、将来の会計期間において追加で納付が見込まれる税金の額を繰延税金負債として計上することになる。
19. 前項のとおりいわゆるパーシャルスピノフ税制において税制非適格の場合に繰延税金負債を計上することにより、子会社株式の配当時、個別財務諸表及び連結財務諸表のいずれにおいても現物配当に係る損益が計上されない状況において、時価との差額によって法人税、住民税及び事業税が追加的に計上されるのに対応して、同額の繰延税金負債が取り崩されることにより、法人税費用（法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の

のうち、損益に反映されないものに対して課される当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等」を挙げている（同項(1)）。基準開発ケースがここで除かれているものに該当するか検討したが、売却等の相互取引と異なり、時価評価損益（適正な帳簿価額で会計処理することにより損益ゼロの場合を含む。）及びそれに伴う法人税、住民税及び事業税等が計上されるのは、企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引を行う前の段階と考えられることから、同項で除かれる場合には該当せず、法人税、住民税及び事業税等は損益に計上されると考えられる。

合計) への影響がゼロとなる。

20. なお、第 16 項に記載した繰延税金資産のケースと同様に、いわゆるパーシャルスピノフ税制において税制非適格となる場合において繰延税金負債が計上されるのは子会社株式の配当に対応する持分相当と考えられる。このため、子会社に対する支配を喪失し当該株式がその他有価証券に該当する会計処理における税効果の考え方も第 16 項と同様になると考えられる。

具体的なケースへのあてはめ

21. 上述の考え方について、全体像を示すように別紙 2 では(ケース 1) 個別財務諸表上は将来減算一時差異があり、連結財務諸表固有の一時差異が将来減算一時差異の場合、(ケース 2) 個別財務諸表上は将来減算一時差異があり、連結財務諸表固有の一時差異が将来加算一時差異の場合、(ケース 3) 個別財務諸表上は一時差異が無く、連結財務諸表固有の一時差異が将来加算一時差異の場合に当てはめて整理している。

小括

22. 基準開発ケースについて連結財務諸表固有の将来一時差異に該当するとした場合、本資料第 10 項から前項の分析のとおり、既存の定めにより繰延税金資産又は繰延税金負債への計上時期及び計上金額は判断できるものと考えられる。したがって税効果適用指針において株式分配実施会社の税効果に関する新たな定めを設ける必要はないと考えられる。ただし、具体的なケースにあてはめて適用するのは必ずしも容易でないと考えられるため、結論の背景等において補足的な説明を行うことが考えられる。

親会社が配当金として受け取るにより解消される留保利益の税効果

23. 親会社が配当金として受け取るにより解消される留保利益の税効果については、税効果適用指針第 24 項において定められている。ここでは、子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来加算一時差異のうち、子会社の留保利益に係るもので、親会社が当該留保利益を配当金として受け取るにより解消されるものについては、将来の会計期間において追加で納付が見込まれる税金の額を繰延税金負債として計上することが求められている。
24. ここで、基準開発ケースにおいて検討を行っているのは、親会社が親会社株主に対して子会社株式を配当するケースである。一方、親会社が配当金として受け取るにより解消される留保利益の税効果が取り扱っているのは、子会社が親会社に対して配当を行

う場合において追加で納付が見込まれる税金である。

25. 両者は内容的に異なるものであり、実施される時期が異なるケースがありえる。例えば、予測可能な将来の期間に、株式分配実施会社が親会社株主に対して子会社株式の配当を行う意思決定又は実施計画が存在する場合で、かつ、その実行が数年後の場合には、実行までの期間に子会社が親会社に対して配当を行い追加で税金の納付が見込まれるケースにおいては、親会社が配当金として受け取ることにより解消される留保利益に関する繰延税金負債の計上が引き続き必要と考えられる。このため、親会社株主に対して子会社株式の配当を行う意思決定又は実施計画が存在することをもって繰延税金負債の取り崩しを行うべきではなく、両者はそれぞれ別個のものとして取り扱うべきと考えられる。

IV. 株式分配実施会社の税効果会計に関する ASBJ 事務局の再提案

26. 基準開発ケースについては、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異の定義に直接該当しないものの、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異の定義に準ずるものとして税効果会計において、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異と同じ取扱いをすることとしてはどうか。その際には、子会社株式の配当に関して配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価額で配当したとして個別財務諸表及び連結財務諸表のいずれにおいても現物配当に係る損益を計上しない場合について、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に準ずるものとして税効果会計において、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異と同じ取扱いをする旨を税効果適用指針に記載することとしてはどうか。
27. また、株式分配実施会社の税効果会計については、本資料第 10 項で示した税効果適用指針の定めに従って処理することが考えられるため、これらの定めを変更する必要はないと考えられるがどうか。ただし、具体的なケースにあてはめて適用するのは必ずしも容易でないと考えられるため、結論の背景等において補足的な説明を行うこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 26 項及び第 27 項に記載している ASBJ 事務局の提案についてご意見を伺いたい。

別紙1 連結財務諸表固有の一時差異 具体例

完全子会社に対する投資（個別財務諸表上の会計上の帳簿価額 900、税務上の帳簿価額 1000、連結財務諸表上の帳簿価額 1500）を時価 1800 で 100%売却したケースを想定する。ここでは、子会社株式売却益以外の損益及び税務調整は無いものとし、税率は 30%とする。また、繰延税金資産の回収可能性に問題は無いとする。この場合における子会社株式売却時の個別財務諸表及び連結財務諸表における損益計算書は以下のとおりである。

個別財務諸表		連結財務諸表	
子会社株式売却益	900	子会社株式売却益	300
税引前当期純利益	900	税金等調整前当期純利益	300
法人税、住民税及び事業税	240	法人税、住民税及び事業税	240
法人税等調整額 *1	30	法人税等調整額 *2	△150
当期純利益	630	当期純利益	210

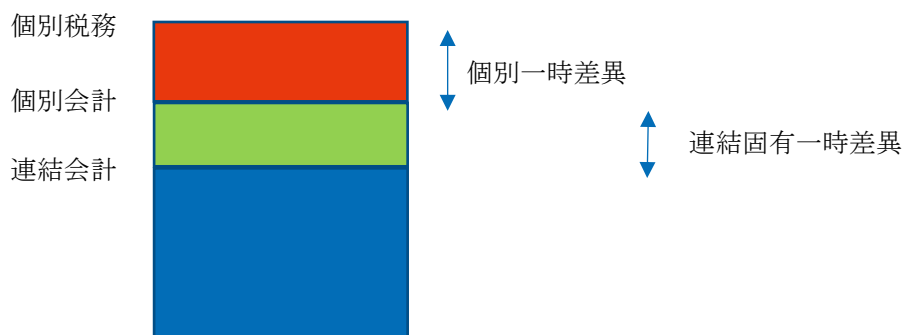
*1 繰延税金資産の取り崩し（個別財務諸表上の税務上の帳簿価額 1000-会計上の帳簿価額 900）×30% = 30

*2 30（*1）- 連結固有一時差異に係る繰延税金負債の取り崩し（（連結財務諸表上の帳簿価額 1500-個別財務諸表上の帳簿価額 900）×30% = 180）= △150

上表のとおり、個別財務諸表及び連結財務諸表のいずれにおいても法人税、住民税及び事業税は変わらない。また、個別財務諸表において当期純利益は税引前当期純利益×（100%-税率 30%）となっており、税効果会計により税引前当期純利益と当期純利益が整合的な関係となっている。

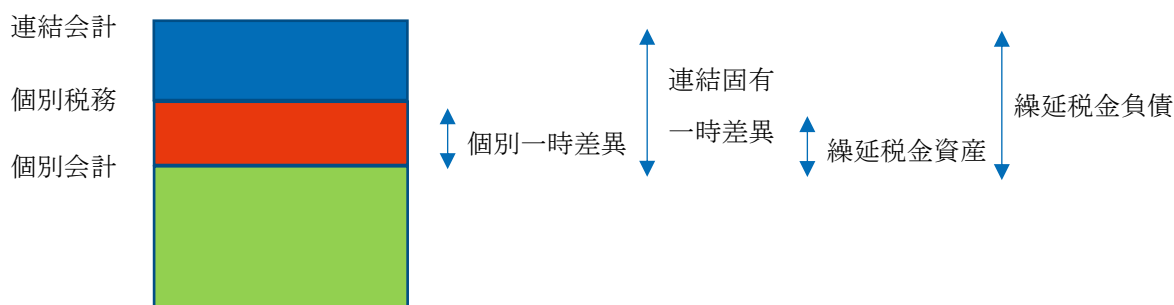
一方、連結財務諸表では、子会社株式の個別財務諸表上の帳簿価額と連結財務諸表上の帳簿価額が異なるため、その差額相当について子会社株式売却益が異なっている。このままでは、連結財務諸表において税金等調整前当期純利益と当期純利益の関係が崩れることになるが、連結固有一時差異に係る繰延税金負債を取り崩すことにより、連結財務諸表における税金等調整前当期純利益と法人税費用（法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計）との関係が整合的となる。

別紙2 ケースごとの税効果

ケース1：個別財務諸表上は将来減算一時差異があり、連結財務諸表固有の一時差異が将来減算一時差異の場合


	通常時	配当の意思決定時	配当時
適格	個別：スケジュールリング不能のため繰延税金資産を計上しない 連結固有：意思・計画が存在しないので繰延税金資産を計上しない	個別：配当時に損金算入されることが見込まれないため繰延税金資産を計上しない 連結固有：簿価で配当したとして連単とも損益を計上しない状況において、配当時に損金算入されることが見込まれないため、繰延税金資産を計上しない	個別：会計処理なし 連結固有：会計処理なし
非適格－損金算入	個別：スケジュールリング不能のため繰延税金資産を計上しない	個別：配当時に損金算入されることが見込まれるので回収可能性に基づき繰延税金資産を計上する 連結固有：評価損について個別で計上した繰延税金資産について資本連結で生じた繰延税金負債と相殺する(*1)が、配当時に損金算入されることが見込まれるので個別一時差異のうち配当に対応する持分相当について回収可能性に基づき繰延税金資産を計上する	個別：計上した繰延税金資産を取り崩す 連結固有：計上した繰延税金資産を取り崩す

(*1) 税効果適用指針第20項

ケース 2：個別財務諸表上は将来減算一時差異があり、連結財務諸表固有の一時差異が将来加算一時差異の場合


	通常時	配当の意思決定時	配当時
適格	個別：スケジューリング不能のため繰延税金資産を計上しない 連結固有：意思・計画が存在しないので繰延税金資産を計上しない	個別：配当時に損金算入されることが見込まれないので繰延税金資産を計上しない 連結固有：簿価で配当したとして連単とも損益を計上しない状況において、配当時に永久差異になり損金算入されることが見込まれないため、繰延税金資産を計上しない、また、配当により追加で納付が見込まれる税金が発生しないため繰延税金負債を計上しない	個別：会計処理なし 連結固有：会計処理なし
非適格－損金算入		個別：配当時に損金算入されることが見込まれるので回収可能性に基づき繰延税金資産を計上する 連結固有：評価損について個別で計上した繰延税金資産について資本連結で生じた繰延税金負債と相殺し（*1）、配当時に損金算入されることが見込まれるので個別一時差異のうち配当に対応する持分相当について回収可能性に基づき繰延税金資産を計上する、さらに配当により追加で納付が見込まれる税金が発生する場合には配当に対応する持分相当について繰延税金負債を計上する	個別：計上した繰延税金資産を取り崩す 連結固有：計上した繰延税金資産を取り崩す、さらに計上した繰延税金負債がある場合には当該繰延税金負債を取り崩す

(*1) 税効果適用指針第 20 項

ケース3：個別財務諸表上は一時差異が無く、連結財務諸表固有の一時差異が将来加算一時差異の場合


	通常時	配当の意思決定時	配当時
適格	個別：将来加算一時差異が存在しないため繰延税金負債を計上しない(*2) 連結固有：子会社	個別：将来加算一時差異が存在しないため繰延税金負債を計上しない(*2) 連結固有：簿価で配当したとして連単とも損益を計上しない状況において、配当により追加で納付が見込まれる税金が発生しないため、繰延税金負債を計上しない	個別：会計処理なし 連結固有：会計処理なし
非適格	株式の売却・配当を自身で決めることができ、予想可能な将来の期間に売却・配当を行う意思がないため、繰延税金負債を計上しない	個別：将来加算一時差異が存在しないため繰延税金負債を計上しない(*2) 連結固有：簿価で配当したとして連単とも損益を計上しない状況において、配当により追加で納付が見込まれる税金が発生する場合には、配当に対応する持分相当について繰延税金負債を計上する	個別：会計処理なし 連結固有：計上した繰延税金負債を取り崩す

(*2) ここでは個別財務諸表において将来加算一時差異が存在しないケースを前提としている。

以上